

議長（志村 忠昭）

ご異議なしと認めます。

よって本案は、原案の通り可決する事に、決定いたしました。

日程第 13、請願第 1 号、「所得税法第 56 条の廃止を求める」意見書提出を求める請願を議題といたします。

これより、先ほどの委員長報告に対する質疑を開始いたします。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（志村 忠昭）

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結致します。

これより、討論に入ります。

尾崎議員。

議員（尾崎 忠義）

10 番、尾崎忠義でございます。

私は、平成 27 年第 4 回多度津町議会 12 月定例会におきまして、11 月 26 日に提出されました請願第 1 号、「所得税法第 56 条の廃止を求める」意見書提出を求める請願の件について賛成の立場で討論をいたします。

戦後長きにわたって、日本国憲法の理念をないがしろにし続けてきた税制が所得税法第 56 条であり、個人事業者の働き分を認めない憲法違反の差別的税制であります。

そして、所得税法 56 条は事業主と生計をともにする配偶者や家族が事業から受け取る報酬を事業の必要経費（人件費）と認めない規定であり、配偶者や家族の働き分は事業主所得に合算するよう求めております。

事業主である夫とともに家族経営を支える業者婦人からは、この制度に由来する差別的処遇を改善する声があがっております。

所得税法第 56 条の前身は、明治 20 年（1887 年）に制定された所得税の第 1 条但し書き「同居ノ家族ニ居スルモノハ総テ戸主ノ所得ニ合算スルモノトス」に遡り、その発想は、戦前の家父長制度のもと、家長に絶対的な権力を集中させ、家産を独占させた「家」制度に基づくものであります。

敗戦の反省に立って創設された日本国憲法は「家族における個人の尊厳と両性の本質的平等（24 条）をうたい、「家」制度は廃止されました。

シャープ勧告（1949 年）により、税制の民主化も進められ、家父長制的「世帯合算課税」の多くは、民主的「個人単位課税」に改められました。

勧告は、「世帯合算課税」について「同一の生活水準、同一の担税力水準にある納税者より高い税率で課税する不公平な制度である。従って合算課税制度を廃止して個人別に課税するよう改める。」（1998 年、斉藤信雄氏）と指摘しま

した。

しかし、個人事業者には、民主的家族制度が十分に定着していないことを理由に所得を恣意的に分割したり、報酬をつり上げたりして、不当に税負担を軽減する「要領の良い納税者」に対する「抜け道封じ」のための制限措置を提唱しました。

所得税法第 56 条は、こうした経緯により、「事業から対価を受ける親族のある場合の必要経費の特例」として設けられたものでございます。

その後、所得税法第 56 条の必要について、課税当局によってもともとわが国の個人事業は、家族全体の協力のもとで家族の財産を共同で管理、使用して成り立つものが多く、1. 企業と家計とが十分に分離されていない、2. 生計を一つにする親族に対して給与を支払う慣行がなく、事業から生じる所得は事業主が支配していると考えた方が、実情に即している、3. この様な給料を必要経費に認めると租税回避の手段として利用される恐れがある、などの主張が繰り返されております。

しかしこれらには、もはや所得税法第 56 条を合理化する理由はないわけでありませう。

政府は、2010 年「中小企業憲章」を制定し、中小企業を「経済を牽引する力であり、社会の主役」と明確に位置付けました。

とりわけ家族経営については「地域社会の安定をもたらす」と積極的に評価をしております。

その後、2014 年に定めた小規模企業振興基本法では、「小規模企業の活力が最大限に発揮されることの必要性が増大していることに鑑み、個人事業者をはじめ、小企業者が多数を占める我が国の小規模企業について、その事業の持続的な発展が図られる」（第 3 条基本原則）のようになると規定し、施策策定と実施の責務を国と地方公共団体にそれぞれ課しました。

家族経営の多くは、事業主と配偶者、その家族の働きによって人間味に溢れ、地域社会を豊かに支える存在でございます。

「全国業者婦人の実態調査」2012 年回答数 9829 人でも、「年齢に関係なく働ける」（65.0%）働けることができ、「お客さんに喜んでもらえる」（42.9%）そのことを多くの業者婦人が自営業のメリットだとしております。

そして 7 割を超す業者婦人が多様な地域組織の役員、会員として積極的に地域活動に参加し、コミュニティのネットワークを形作っております。

こうした業者婦人や子ども達の働き分を税法上必要経費と認めない所得税法第 56 条は、家族経営に対する差別と偏見により業者婦人や子ども達の役割を否定し、その地位を低下させております。

最低生活費に食い込む税負担が家族経営の繁栄を阻害し、地域経済の振興を妨

げているのが実情でございます。

そして個人事業者の青色申告の割合は、1965年に50%を越えてからは頭打ちになっております。

様々な特典を付けて誘導してもなお、白色申告に留まる個人事業者が多数に上る現実には身の丈にあった簡易で分かりやすい記帳に事業者にとっての利点があることを示しております。

そもそも記帳や決算は事業者が事業を継続、発展させる為に財務状況を把握する一つの手法であり、必ずしも税額計算が第一義的な目的でないことが思い起こされるべきではないのでしょうか。

青色申告に「恩典」を認めるのであれば、白色申告への差別的処遇との見返りに本来誰もが認められるべき家族の働き分を青色申告者だけに認めるといった消極的な対応を改めて、事業者の経理についての努力を積極的に評価する制度とすべきではないかという見方もあり得ます。

業者はすでに所得税の源泉徴収や住民税の特別徴収、消費税の徴収など、本来は国、自治体が行う徴収事務の一部を無報酬で肩代わりしております。

その上マイナンバー制度では、番号の収集、管理、記載、廃棄の事務負担まで負わされようとしております。

これがとりわけ家族経営、小企業ほど重い負担となっている実態を見直す必要があるのではないのでしょうか。

そこで、所得税法第56条を廃止すべき理由は、1. 所得税法第56条が業者婦人や子ども達の役割を否定している為に、その地位を低下させ、家族経営の繁栄や地域経済の振興を妨げていること、2. 誰もが記帳する時代になり「企業と家計とが分離されていない」という理由で、家族経営を差別する根拠は崩れていること、3. 働き分への正当な評価と適切な報酬を否定する所得税法第56条は「個人の尊重」「職業選択の自由」「財産権の保障」など憲法に保障された国民の権利に反していること、4. 所得税法第56条は税制上、必要経費である自家労賃は認められず、業者婦人に無償労働を押し付け、男女格差を助長していること、また、業者婦人は育児や介護の傍ら、商売をやりくりし、朝早くから夜遅く働いても年間86万円、一緒に働く息子や娘は年間50万円しか控除されないこと。

このようなことから所得税法第56条によって不利益を被っている具体例では、「社長の借り入れ」や「年金つき込み」など家計を事業に入れ込んでいるのが実態であり、中小業者、農林漁業者の妻や子どもの名前では、住宅ローンや車などのローンが組めません。

また、家族従業員が交通事故にあっても、また、他の事故にあった時は86万円が収入基準となり、補償額が低く、受け取れる補償額は専業主婦の半額ほど

です。

保育園に申し込む時に民生委員に就労証明書を書いてもらう必要がある地域もあることです。

憲法違反の差別イコール所得税法第 56 条の廃止の訴えは立場を越えて共感を広げております。

既に香川県下でも「所得税法第 56 条の廃止を求める意見書」を採択したのは、さぬき市、三豊市、坂出市、琴平町であり、全国で 8 県を含む 407 自治体が同様の請願を採択しております。

以上のことから、私は個人や法人の負担は応能主義、つまりしっかりとした累進課税への改善で歳入を確保し、行政サービスは全て公平に行うべきと考えます。

また最低生活費に食い込む税負担が家族経営の繁栄を阻害し、地域経済の振興を妨げるという点からも所得税法第 56 条は速やかに廃止されるべきです。

従って「通常の白色申告では認めず、税務署長が条件付きで承認する青色申告なら認めるという申告の仕方、家族従業者の給与を認めたり、認めなかったりすること自体が矛盾」しており、「明治時代の家父長制度が残るような時代遅れの法律は、もう無くするべきで、それには国の制度改正が必要であり、この国の制度は町が変更することは出来ないの、従って請願第 1 号「所得税法第 56 条の廃止を求める」意見書提出を求める請願については、賛成をいたします。

以上。

議長（志村 忠昭）

次に、原案に反対者の発言を許します。

塩野拓二君。

議員（塩野 拓二）

「所得税法第 56 条の廃止を求める」意見書提出を求める請願についてありますが、所得税法第 56 条においては家族従事者の自家労賃の対価の支払いは必要経費として認められていないが、所得税法第 57 条の特例で青色申告を行うことで、家族従事者に支払った給料は必要経費と見られており、現在青色申告と白色申告の制度がある限り、個人の選択自由も守られており矛盾した制度とは考えにくい。

よって意見書の提出の請願には反対いたします。

以上です。

議長（志村 忠昭）

他に、討論はありませんか。

無いようですので、これをもって討論を終結いたします。

これより請願第 1 号についてを採決いたします。
請願第 1 号に対する委員長報告は、不採択です。
請願第 1 号を採択することに賛成の方は、起立をお願い致します。
(起立少数)

議長 (志村 忠昭)

起立少数です。

よって、請願は不採択する事に、決定いたしました。